

統計法施行令の一部を改正する政令要綱

一 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、別表第二の七の項に規定する医薬品、医薬部外品及び医療機器に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする基幹統計の目的について所要の改正を行うこと。（別表第二関係）

二 この政令は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行するものとする。